HITACHI
Inspire the Next

# グリーン調達
# ガイドライン

（Ver.7.0 2013年4月改訂版）

日立グループ

# 目　次

1. 日立グループのCSR活動と環境活動への取り組み ····· 2

2. 日立グループのグリーン調達の考え方 ····· 5
2.1 グリーン調達の目的 ····· 5
2.2 サプライヤー皆様へのお願い ····· 5

3. 納入品に含有される化学物質の管理について ····· 6
3.1 日立グループ自主管理化学物質 ····· 6
3.2 納入品の含有化学物質に関する不含有保証について ····· 6
3.3 化学物質含有情報の管理の考え方（禁止と管理） ····· 7
3.4 材料・製法及び化学物質の含有情報に変更が生じた場合 ····· 7

4. グリーン調達の調査協力へのお願い ····· 7
4.1 調査の要領 ····· 7
4.2 調査の内容 ····· 8

添付資料
別表１（レベル１禁止物質群リスト） ····· 11
別表２（レベル２管理物質群リスト） ····· 12
添付１（含有化学物質の調査） ····· 14
添付２（測定方法について） ····· 17

## 1. 日立グループのCSR活動と環境活動への取り組み

日立グループは創業以来の企業行動基準を軸として企業活動を行ってきました。この普遍的な日立の企業精神を土台とし、さらに、今日の社会の期待に応えるため、2005年3月、CSRの 視点で「日立グループCSR活動取り組み方針」を新たに策定しました。この方針の中で、環境保全活動の推進とともにビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有化をめざしています。環境保全活動は社会全体に関わる内容にて、「日立製作所環境保全行動指針」に掲げる項目をサプライヤーの皆様のご協力をもって推進してまいりたく宜しくお願いいたします。

### 企業行動基準 基本理念

日立製作所は、その創業の精神である“和”、“誠”、“開拓者精神”をさらに高揚させ、日立人としての誇りを堅持し、優れた自主技術・製品の開発を通じて社会に貢献することを基本理念とする。

あわせて、当社は、企業が社会の一員であることを深く認識し、公正かつ透明な企業行動に徹するとともに、環境との調和、積極的な社会貢献活動を通じ、良識ある市民として真に豊かな社会の実現に尽力する。

1983年6月制定（1996年9月改正）

# 日立グループCSR活動取り組み方針

1. 企業活動としての社会的責任の自覚

日立グループ全役員及び全社員は、企業の社会的責任（CSR）が企業活動そのものであることを自覚し、社会及び事業の持続的発展を図るべく、本取り組み方針に基づいて、社会的責任を果たしていきます。

2. 事業活動を通じた社会への貢献

優れた研究・技術・製品開発を基盤とした事業活動によって、安全かつ良質な製品・サービスをお客様に提供すると共に、豊かで活力のある社会の構築に貢献します。

3. 情報開示とコミュニケーション

日立グループを取り巻く多様なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、公正で透明性の高い情報開示を行うとともに、さまざまなコミュニケーションを通じてステークホルダーへの責任ある対応を行います。

4. 企業倫理と人権の尊重

文化や道徳観、倫理や法体系等が多様であるグローバルな事業環境において、公正で誠実な事業活動を行うと共に、人権の尊重及び高い企業倫理に基づいた行動を取ります。

5. 環境保全活動の推進

環境と調和した持続可能な社会の実現に向けて、環境に与える負荷を低減し、限りある資源の有効活用を行います。

6. 社会貢献活動の推進

良き企業市民として、より良い社会を実現するため、社会貢献活動を積極的に推進します。

7. 働き易い職場作り

全ての社員にとって、働きやすい、やりがいのある職場作りに努めると共に、仕事を通じた自己実現や自己成長を図ることのできる、意欲ある社員を積極的に支援します。

8. ビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有化

全ての取引先に協力を求めて、社会的責任意識を共有化し、公正、かつ健全な事業活動の推進に努めます。

2005年3月策定

# 日立製作所環境保全行動指針より

スローガン

製品・サービスを通じて環境と調和した持続可能な社会を実現するために、当社は製品の 全ライフサイクルにおける環境負荷低減をめざしたグローバルなモノづくりを推進し､地球環境保全に努めることにより社会的責任を果たす。

行動指針

1. 地球環境保全は人類共通の重要課題であり、環境と調和した持続可能な社会の実現を経営の最優先課題の一つとして取り組み、社会的責任を果たす。
2. 地球温暖化の防止、資源の循環的な利用、生態系の保全への配慮に関するニーズを的確に把握し、これに対応する高度で信頼性の高い技術および製品を開発することにより社会に貢献するよう努める。
3. 環境保全を担当する役員は、環境保全活動を適切に推進する責任を持つ。環境保全を担当する部署は、環境関連規定の整備、環境負荷削減目標の設定などにより環境保全活動の推進・徹底を図るとともに、環境保全活動が適切に行われていることを確認し、その維持向上に努める。
4. 製品の研究開発・設計の段階から生産、流通、販売、使用、廃棄などの各段階における、環境負荷の把握と低減をめざしたグローバルなモノづくりを推進する。
5. モノづくりによって生じる環境への影響を調査・検討し、環境負荷を低減するために省エネルギー、省資源、リサイクル、化学物質管理、生態系への配慮　等、環境保全性に優れた技術、資材の導入を図る。
6. 国際的環境規制並びに国、地方自治体などの環境規制を遵守するにとどまらず、必要に応じて自主基準を策定して環境保全に努める。
7. グローバルなモノづくりに際しては、当該地域の環境に与える影響に配慮し、地域社会の要請に応えられる対策を実施するよう努める。
8. 社員の環境に関する法律遵守、環境への意識向上、広く社会に目を向け、幅広い観点からの環境保全活動について教育し、活動する。
9. 環境問題の可能性を評価し、発生の防止に努める。万一、環境問題が生じた場合には、環境負荷を最小化するよう適切な措置を講ずる。
10. 環境保全活動についてステークホルダーへの情報開示と積極的なコミュニケーションに努め、相互理解と協力関係の強化に努める。

1993年 3月制定

2010年 7月改正

# ２．日立グループのグリーン調達の考え方

## 2.1　グリーン調達の目的

日立グループは、「地球温暖化の防止」「資源の循環的な利用」「生態系の保全からなる環境ビジョンを掲げ、製品のライフサイクルにおける環境負荷の低減をめざすグローバルなモノづくりを推進し、持続可能な社会の実現に貢献したいと願っております。

グリーン調達は、この活動の一環として、積極的に環境保全活動に取り組んでいるサプライヤーの皆様から、化学物質の適正使用、生態系の保全、省エネルギー、長寿命、省資源、再生・分解・処理の容易性を考慮した、環境負荷のより少ない製品・サービスを調達することが目的です。

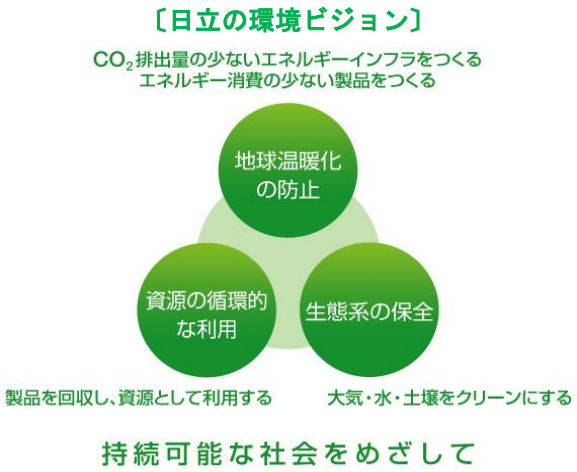


## 2.2　サプライヤー皆様へのお願い

日立グループは、サプライヤー皆様に、日立の環境ビジョンへのご理解、ご賛同を頂き、以下の二つの面でのご協力をお願い致します。

・サプライヤー皆様が積極的に環境保全活動に取り組んで頂くこと

・日立グループへ納入頂く製品（納入品）の環境負荷低減が配慮されていること

その内容は以下の通りです。

### （１）サプライヤー皆様の環境保全活動に関する項目

（ｉ）環境経営体制（EMS）の実行計画を立案し、実行・運営をお願いします。

（ii）日立グループがグリーン調達に関して監査を実施する場合には、4.2(１)(c)環境保全活動に関する項目（20項目）を満たすように取り組んでください。

（iii）納入品の含有化学物質を適切に管理する仕組の構築をお願いいたします。

（iv）ISO14001、EMASなどの国際的な環境認証や、KES、エコステージ、エコアクション21の日本国内の各環境認証を取得することは、ＥＭＳを効率よく運営する上で有効な手段と考えます。従って、これらの環境認証を積極的に取得し維持されることを推奨します。

### （２）納入品の環境負荷低減に関する項目

納入品の環境負荷低減に関しては、4.2(２)(a)納入品の環境負荷低減項目（11項目）に従って取り組んでください。

EMS ：Environmental Management System 環境経営システム。環境保全を体系的に配慮し事業を推進すること

ISO14001 ：ISO審査登録機関（国際標準化機構）で構成する国際的に認められた環境認証制度

EMAS ：Eco-Management Audit Scheme　1995年4月に発効したEC（当時）の環境管理体制

KES ：特定非営利活動法人ＫＥＳ環境機構が推進する国内で最も普及している中小企業向け環境認証制度

エコステージ ：有限責任中間法人エコステージ協会が推進する中小企業向け環境認証制度

エコアクション21：財団法人地球環境戦略研究機関・持続性センターが推進する中小企業向け環境認証制度

（３）納入品に含有される化学物質の情報管理に関する項目

納入品に含有される化学物質に関しては、サプライチェーンでの情報開示等の義務に活用するため、3章に従い化学物質の管理及び含有情報の報告を願います。

# ３．納入品に含有される化学物質の管理について

## 3.1　日立グループ自主管理化学物質

日立グループでは、「日立グループ自主管理化学物質」の考え方に従い、下記の通り「禁止物質群」と「管理物質群」の二つのカテゴリーに分けて、納入品に含有される化学物質の情報を把握します。

■「日立グループ自主管理化学物質」の考え方

| 区　分 | 管　理　対　象　物　質 | 主な法規制 |
|---|---|---|
| レベル１<br>禁止物質群 | 納入品に含有していることを禁止する化学物質。国内外の法規制で、製品（包装材を含む）への使用が原則的に禁止されている物質で、日立グループへの納入品に使用される可能性がある化学物質。<br>詳細は、別表１及び付表１による。 | 別表１及び付表1を参照 |
| レベル２<br>管理物質群 | 国内外の法規制他で、使用実態を把握し、適切な管理を要求されている物質及びリサイクルや適正処理を配慮すべき管理物質。なお、用途によって納入品への含有を制限する場合がある物質群も含む。詳細は、別表２及び付表２による。 | 別表2及び付表2を参照 |

ただし、業界動向等の事情から、日立グループの事業部門により管理内容（物質群、管理レベル、閾値等）が異なる場合がありますので、納入先のお願い事項にご留意頂くと共にに適宜ご確認ください。

また、納入品に最終的に含有せずとも、納品までの製造、貯蔵、輸送等の段階で使用される化学物質について、供給保全の趣旨から調査をお願いする場合があります。合わせてご協力をお願いします。

## 3.2　納入品の含有化学物質に関する不含有保証について

日立グループでは、資材取引において締結する基本契約書の中で、サプライヤー皆様に環境に対するご配慮をお願いしております。製品含有化学物質につきましては、必要に応じ、品質管理の視点から化学物質の不含有を保証して頂きます。

取引において、製品への化学物質の不含有が購入仕様条件として提示された際は、「納入調達品の含有化学物質に関する不含有保証書」（不含有保証書）等の文書を、日立グループへの納入仕様条件としてご提示願います。

尚、「不含有」とは、「意図的な添加」または「不純物等の非意図的混入」にかかわらず、当該化学物質の含有が無い、または、所定の閾値以下であることが、合理的な手続きにより明らかになっている場合を指します。

### 3.3　化学物質含有情報の管理の考え方（禁止と管理）

化学物質の含有情報を収集する際は、経済性、工業技術的見地から合理的な範囲で、サプライヤー皆様の最善の手段を採用してください。

レベル１の禁止物質群については、国内外の法規制等により使用が原則的に禁止されておりますので、「不含有」を順法の視点から保証していただく必要があります。

レベル２の管理物質群については、製品への当該化学物質の含有の有無に関わらず、含有情報の適切な管理が必要です。また、「該当化学物質の含有を示す情報が調査時点で無い」ことも伝達すべき情報となりますのでご留意願います。

### 3.4　材料・製法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合

納入品に関して、使用材料、製法、製造場所、主要な生産設備、製造上の責任者等について変更が発生した際には、変更内容と影響範囲についてその都度速やかにご連絡ください。 また、化学物質の含有情報に関しても、新たな含有が判明した場合や、既に報告された内容に変更が生じた場合も同様にご対応を宜しくお願いします。

## ４. グリーン調達の調査協力へのお願い

日立グループは、サプライヤー皆様のご支援を頂戴し、環境に配慮した製品を社会にお届けする取り組みを強化してまいります。サプライチェーン上流のサプライヤー皆様の状況について、調査にご協力くださいますよう宜しくお願いいたします。

### 4.1　調査の要領

（１）調査のカテゴリー

調査は下記三点のカテゴリーに分けて行います。

（ｉ）サプライヤー皆様の環境保全活動の状況

（ii）納入品の環境負荷低減の状況

（iii）納入品の含有化学物質に関する情報

（２）調査回答方法

日立グループでは、インターネットを活用したグリーン調達システム（A Gree’Net）により、情報提供をお願いしていますのでご協力ください。

A Gree’Netを利用するには、事前のユーザー登録が必要です。詳細は納入先調達部門または地球環境戦略室 環境システムセンタへお問い合わせください。

入力操作の詳細は、グリーン調達システム（A Gree’Net）取扱説明書を参照ください。

地球環境戦略室 環境システムセンタ連絡先：mailto:encsr.support.rp@hitachi.com

A Gree’Net 取扱説明書 URL：　https://ecsr.hitachi.co.jp/

（３）調査頻度

（ｉ）サプライヤー皆様の環境保全活動状況と（ii）日立へ納入される製品の環境負荷低減状況については、定期的（1回/年）に見直しを行い、グリーン調達システム（A Gree'Net）に入力更新をお願いいたします。（iii）製品に含有する化学物質の情報については、必要に応じて調査依頼しますので、グリーン調達システム（A Gree'Net）に入力回答をお願いいたします。

## 4.2　調査の内容

（１）サプライヤー皆様の環境保全活動の状況

サプライヤー各位毎（事業所単位になることがあります）に以下の調査を実施します。

（a）環境認証に関する項目

■ISO14001または日立の認める外部認証取得など

①ISO14001認証を取得済

②その他 EMS認証取得済

③ISO14001などの外部認証取得推進中又は取得計画が確定している

（b）「グリーン調達」への取り組みに関する項目

■グリーン調達の実施計画状況

①グリーン調達を実施している

②グリーン調達の計画がある

（c）環境保全活動に関する項目(20項目)

■企業理念・方針

①環境保全に関する企業理念がある

②環境方針を定め、地球温暖化の防止・資源の循環的な利用・生態系の保全に関する継続的な向上を誓約している

③環境方針で法規制の遵守を誓約している

④環境方針を全ての従業員に徹底させ、第三者が方針を入手できる

■計画・組織

⑤環境保全に対する目的、目標がある

⑥目的、目標を達成するための組織・責任者が明確になっている

⑦目的、目標を達成するための実行計画がある

■環境評価・システム

製造工程において以下の項目を管理・評価し改善に努力している

⑧水質汚濁の削減

⑨大気汚染の削減

⑩騒音・振動の低減

⑪廃棄物処理の適正処理及び排出量の削減

⑫エネルギー使用量の削減（電気、ガス、燃料など）

⑬原材料の調達を含めた生態系への負荷軽減

⑭有害性のある化学物質の使用及び排出の削減
⑮製品アセスメントの仕組みがある
⑯緊急時に対する仕組みがある
⑰環境内部監査の仕組みがある
■教育訓練、情報提供
⑱環境関連の教育を実施している
⑲著しい環境影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者に教育訓練を実施し、
　作業者リストを作成している。
⑳環境保全に関する情報を提供している

（d）製造過程に関する情報
■製造過程でのオゾン層破壊物質使用の有無
①製品製造工程にて使用している
②製品製造工程にて使用していない
③調査中

（２）納入品の環境負荷低減の状況

（a）納入品の環境負荷低減に関する項目（11項目）
日立グループへの納入品について以下の項目に従ってお取り組みいただきますようお願いします。サプライヤー皆様が調達される原材料や部品においても同様のご配慮を賜りたく宜しくお願い申し上げます。
■省資源
①製品の減量化、小型化に配慮している
②再生部品または再生資源を利用している（再生材含有率）
③長寿命化に配慮している
■省エネ
④待機時、使用時の省エネルギー化に配慮している（エネルギー低減率）
■リサイクル
⑤製品を回収、リサイクルしている（リサイクル率）
⑥材料の統一、標準化をしている
⑦分解、分別の容易性に配慮している
■梱包材
⑧梱包材を削減し、回収、リユース、リサイクルに配慮している
■情報提供
⑨製品に関する環境情報を提供している
■生態系の保全
⑩生態系への負荷軽減に努めている
⑪化学物質の使用の適正化に努めている

## （３）納入品の含有化学物質に関する情報

（a）A Gree'Netに入力する含有化学物質に関する情報
添付１及び２にしたがい、下記情報を入力してください。
（ｉ）製品基本情報
（ii）製品構成情報
（iii）含有化学物質群有無情報
（iv）不含有保証書の提出有無情報

### (b) 含有化学物質の調査フォーマット

製品含有化学物質を管理するフォーマットについて、A Gree'Netは、サプライヤー皆様の使い勝手を第一に、産業界に広く採用されているフォーマットへ柔軟に対応させております。日立グループは、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が公表しているフォーマットが、化学物質情報伝達に現在最も信頼できる合理的なツールであると考えております。将来は、全ての含有化学物質情報伝達に関して、JAMPによるフォーマットを標準として統合する方針です。
A Gree'Netでは、現在下記フォーマットで入力が可能です。

- JAMP　MSDSplus
- JAMP　AIS
- JGPSSI調査回答ツール
- JAMAシート

JAMP：アーティクルマネジメント推進協議会：http://www.jamp-info.com/
MSDSplusおよびAIS：JAMPが提供する化学物質情報伝達フォーマット。MSDSplusは、MSDSを補完し、AISは成形品に含有する化学物質を扱う。
JGPSSI：グリーン調達調査共通化協議会：http://www.jgpssi.jp/

**別表1（レベル1禁止物質群リスト）**

＊別表 1 はレベル 1（禁止物質）の各物質（群）と、その代表的な管理値及び参照法令を示す。その他の規制対象となる用途・管理値・参照法令の詳細は付表 1（付表一覧の掲載 HP は P13 下側を参照）を参照願います。

＊No.1～6 については、付表 3-1 及び付表 3-2（付表一覧の掲載 HP は P13 下側を参照）に示す RoHS 指令（EU）の適用除外項目に該当する場合は除外します。但し、その理由（除外コードなど）を報告願います。

| | 化学物質（群）名 | 日立グループの管理値 | 参照法令 |
|---|---|---|---|
| 1 | カドミウム及びその化合物※1 | 100ppm以下<br>100ppm以下（包装材）※5 | 「RoHS指令(EU)」<br>「包装・包装廃棄物指令(EU)」 |
| 2 | 六価クロム化合物※1 | 1000ppm 以下<br>100ppm以下（包装材）※5 | 「RoHS指令(EU)」<br>「包装・包装廃棄物指令(EU)」 |
| 3 | 鉛及びその化合物※1 | 1000ppm以下<br>100ppm以下（包装材）※5 | 「RoHS指令(EU)」<br>「包装・包装廃棄物指令(EU)」 |
| 4 | 水銀及びその化合物※1 | 1000ppm 以下<br>100ppm以下（包装材）※5 | 「RoHS指令(EU)」<br>「包装・包装廃棄物指令(EU)」 |
| 5 | ポリ臭化ビフェニール類(PBB類) | 1000ppm 以下 | 「RoHS指令(EU)」 |
| 6 | ポリ臭化ジフェニルエーテル類<br>(PBDE類) | 1000ppm以下 | 「RoHS指令(EU)」 |
| 7 | 三置換有機スズ化合物※2<br>トリブチルスズ化合物(TBT)<br>トリフェニルスズ化合物(TPT)<br>ビス(トリブチルスズ）＝オキシド（TBTO） など | 意図的な使用禁止 かつ<br>スズとして1000ppm以下 | 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」<br>（第１種特定化学物質）<br>「REACH規則（EU）」 |
| 8 | ポリ塩化ビフェニル(PCB類) | 意図的な使用禁止 | 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第１種特定）<br>「POPs」 |
| 9 | ポリ塩化ターフェニル※2<br>（PCT類） | 意図的な使用禁止 | 「REACH規則（EU）」 |
| 10 | ポリ塩化ナフタレン<br>(塩素数が3以上) | 意図的な使用禁止 | 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第１種特定） |
| 11 | 短鎖型塩化パラフィン※2 ※3 | 意図的な使用禁止 | 「POPs」<br>「REACH規則（EU）」 |
| 12 | アスベスト類※2 | 意図的な使用禁止 かつ<br>1000ppm以下 | 「REACH規則（EU）」 |
| 13 | オゾン層破壊物質（ClassⅠ）※4<br>＊該当物質は付表4を参照 | 意図的な使用禁止 | 「モントリオール議定書」 |
| 14 | PFOS/PFOS類縁化合物<br>＊該当物質は付表5を参照 | 意図的な使用禁止 | 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第１種特定）<br>「POPs」 |
| 15 | 2-(2H-1,2,3- ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール | 意図的な使用禁止 | 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第１種特定） |
| 16 | ヘキサクロロベンゼン | 意図的な使用禁止 | 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第１種特定） |
| 17 | フマル酸ジメチル（DMF）※2 | 0.1ppm以下 | 「REACH規則（EU）」 |

**別表2（レベル2管理物質群リスト）**

＊別表 2 はレベル 2（管理物質）の各物質（群）について示す。参照法令については付表 2（付表一覧の掲載 HP は P13 下側を参照）を参照願います。

＊REACH/制限物質の該当物質及び詳細は付表 6 を、REACH/認可対象物質及び SVHC の該当物質詳細は付表 7 を参照願います（付表一覧の掲載 HP は P13 下側を参照）。

＊サプライチェーンでの情報開示等の義務に活用するため、下記化学物質の含有情報を報告願います。

| | 化学物質（群）名 |
|---|---|
| 1 | アンチモン及びその化合物※6 |
| 2 | ヒ素及びその化合物※6 |
| 3 | ベリリウム及びその化合物※6 |
| 4 | ニッケル及びその化合物 ※6 |
| 5 | セレン及びその化合物※6 |
| 6 | 非特定臭素系難燃剤※7 |
| 7 | ポリ塩化ビニル(PVC)類及びその混合物、その共重合体 |
| 8 | フタル酸エステル類 |
| 9 | オゾン層破壊物質（ClassⅡ：HCFC）※8　＊該当物質は付表 4 を参照 |
| 10 | 放射性物質 |
| 11 | 二置換有機スズ化合物（DBT、DOT など） |
| 12 | コバルト及びその化合物※6 |
| 13 | 特定アミンを形成するアゾ染料・顔料　＊該当物質は付表 8 を参照 |
| 14 | ホルムアルデヒド |
| 15 | ベンゼン |
| 16 | フッ素系温室効果ガス |
| 17 | REACH/制限物質　＊該当物質及び詳細は付表 6 を参照 |
| 18 | REACH/認可対象物質　＊該当物質は付表 7 を参照 |
| 19 | RECAH/SVHC　＊該当物質は付表 7 を参照 |
| 20 | JAMP 管理対象物質※9 |

別表１及び別表２に関する備考：

※1：金属には、その合金を含む。

※2：用途、取り扱いが全面規制に相当すると判断したREACH/制限物質。

※3：炭素鎖長/10～13の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。

※4：モントリオール議定書のClassⅠ物質（HCFCを除くオゾン層破壊物質）。

※5：包装材は、4物質合計で100ppm以下。

※6：金属には、その合金を含む。

※7：別表1（禁止）に記載のPBB類、PBDE類以外のもの。

※8：モントリオール議定書のClassⅡ物質。

※9：アーティクルマネージメント推進協議会（JAMP）が規定する管理対象物質。

以下の法規及び業界基準に該当する物質を含む。

1.化審法（第一種特定化学物質）

2.安衛法（製造禁止物質）　3.毒劇物法（特定毒物）

4.RoHS 指令　5.ELV 指令

6.CLP（AnnexⅥの Table3.1/CMR-Cat 1a、1ｂ並びに Table3.2/CMR-Cat 1、2）

7.REACH AnnexXⅦ（制限物質）

8.REACH　認可対象候補物質（SVHC）

9.POPs 規則　Annex Ⅰ

10.ESIS PBT（PBT 判定基準該当部分）

11.GADSL　12.JIG

詳細は次の文書、リストを参照のこと。

「JAMP 管理対象物質解説書」、「JAMP 管理対象物質参照リスト」（最新版）

参照先：http://www.jamp-info.com/list

付表一覧

付表１：レベル１（禁止）の各物質群に関する用途・管理値・参照法令の詳細表

付表２：レベル２（管理）の各物質群に関する参照法令の詳細表

付表 3-1：RoHS 指令/適用除外項目一覧（Annex3）

付表 3-2：RoHS 指令/適用除外項目一覧（Annex4）

付表４：オゾン層破壊物質一覧表

付表５：PFOS/PFOS 類縁化合物一覧表

付表６：REACH/制限物質一覧表

付表７：REACH/認可物質・SVHC 一覧表

付表８：特定アミン一覧表

（各付表一覧の掲載 HP：http://www.hitachi.co.jp/environment/library/index.html）

**添付1（含有化学物質の調査）**

■原材料、部品、半完成品、完成品などの含有化学物質の調査について

各分母分子については、下記「含有する化学物質質量の含有率を計算するための分母と分子の定義」に従ってください。

含有率がしきい値以下の場合でも、「調査数値登録の考え方」に従ってください。

| | 調査の単位 | 調査数値の単位・区分 | 調査数値の登録の考え方 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 意図的添加がある場合 | 非意図的添加が予想される場合 |
| レベル１<br>禁止物質群 | RoHS：均質材料単位<br>RoHS以外：納入製品単位または納入製品を任意の階層に分割した各階層単位 | 単位：含有部位ごとのa）分母の質量および分子の質量、またはb）分母の質量および濃度<br>区分：最大値<br>（理論値または実測値） | 数値の如何にかかわらず登録 | 含有する可能性がある場合にも登録 |
| レベル２<br>管理物質群 | | 単位：含有部位ごとのa）分母の質量および分子の質量、またはb）分母の質量および濃度または、<br>納入製品単位中に含有する<br>当該物質の質量、または任意の階層に分割した各階層単位の当該物質の質量<br>区分：平均値（理論値または実測値）または最大値（理論値または実測値） | 数値の如何にかかわらず登録 | 存在が確認されその数値を把握できている場合にも登録 |

※ただし、上記以外の物質群に関しても、調査製品群によっては個別の管理をお願いすることがあります。

※禁止物質の中には、製品性能特性を得る為の添加剤として過去に様々な用途で使用されてきたものがあります。これらは、現在でも製品に混入する可能性があります。

自然界で原材料に通常含まれているもの、製造工程で副生し、または副資材として使用され残留するもの、製造ライン共用や在庫品の流用等で混入するもの等々、禁止物質の誤使用・混入・汚染の事例が度々報告されております。

サプライヤー各位におかれては法規制除外対象も含めて、扱う原材料や部品の特性や来歴を把握し、禁止物質がしきい値を超えて混入することのないよう適切な管理をお願いします。

## ■含有する化学物質質量の含有率を計算するための分母と分子の定義

(1) 分母の定義

RoHSで規制　　：均質材料

RoHS以外で規制：調達品単位または調達品を任意の階層に分割した各階層単位

【均質材料とは】

・均質材料とは、機械的に分離のできない状態の材料

・以下のものを均質物質または均質材料とする

| 材料の状態 | 判断基準 |
|---|---|
| 化合物、ポリマーアロイ、金属合金など | 均質材料 |
| 塗装、印刷、めっき(クロメート処理)などの処理がされているもの | 各々の単一層を均質材料とみなす（亜鉛めっきクロメート処理の場合は、亜鉛めっき層とクロメート処理層のそれぞれを均質材料とみなす。ただし、複層を分離してそれぞれの単層ごとの数値を求めることが困難な場合には、分離可能な最小単位を均質な単位とみなす(JISC0950)） |

(2) 分子の定義

・ 化学物質とは「元素または化合物」を指す。

| 化学物質 | 分子の定義 |
|---|---|
| 金属及金属化合物 | 金属元素の質量 |
| 金属及金属化合物以外 | その化学物質の質量 |

「REACH想定物質については、金属元素を含むCAS単位分子質量を記入する」

■ 製品構成情報の登録内容例(電気部品)

日立グループでは、製品、部品、組成(化学物質)を以下の表及び階層図のように定義します。
- ・禁止物質及び管理物質に該当しない非対象物質を「その他化学物質」とまとめることが可能です。
- ・化学物質とは「元素または化合物」を指します。
- ・部位とは物理的に分解できる最小の単位であり、均質物質から成り立ちます。

(ただし、詳細についてはA Gree' Net取扱説明書を参照)

アルミニウム電解コンデンサ(重量:3g)

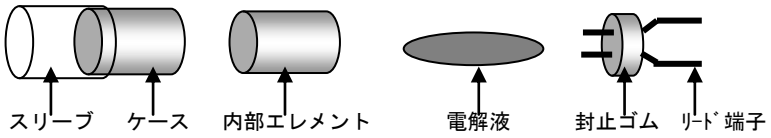


製品:アルミニウム電解コンデンサ

| 部位 | | | 組成(化学物質) | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 部位 | | 質量/g | 化学物質名称 | 用途 | CAS番号 | 含有量/g |
| スリーブ(外装チューブ) | | 0.3 | ポリ塩化ビニル | | 9002-86-2 | 0.15 |
| | | | フタル酸エステル | 可塑剤 | 117-81-7 | 0.05 |
| | | | その他化合物 | | ― | 0.1 |
| ケース | | 0.15 | その他化合物 | | ― | 0.15 |
| 内部エレメント | | 2 | アンチモン | | 7440-36-0 | 0.02 |
| | | | 鉛 | | 7439-92-1 | 0.0009 |
| | | | その他化合物 | | ― | 1.9791 |
| 電解液 | | 0.3 | その他化合物 | | ― | 0.3 |
| 封止ゴム | | 0.15 | その他化合物 | | ― | 0.15 |
| リード端子 | はんだメッキ | 0.011 | 鉛 | はんだ | 7439-92-1 | 0.005 |
| | | | その他化合物 | | ― | 0.006 |
| | 芯線 | 0.089 | 銅(必要に応じて) | | 7440-50-8 | 0.075 |
| | | | その他化合物 | | ― | 0.014 |

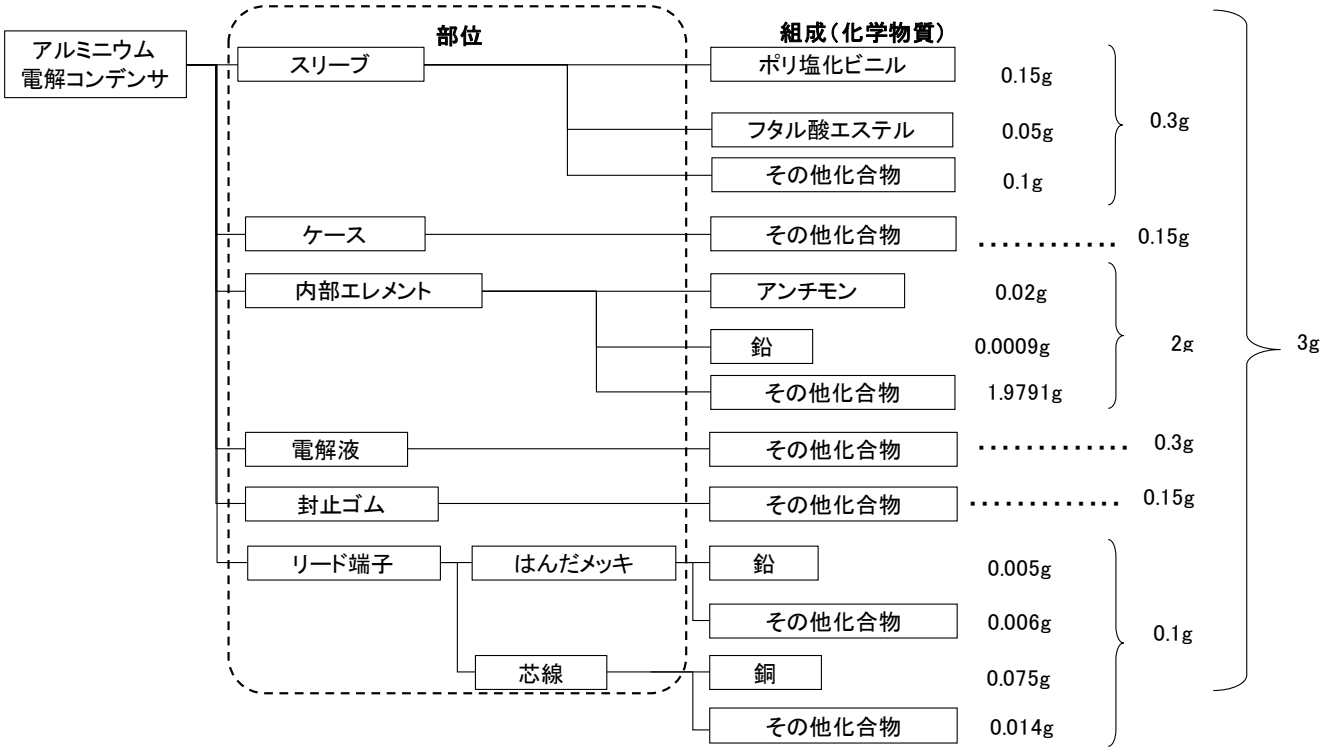

**添付 2（測定方法について）**

## ■含有する化学物質質量の測定方法について

（1）鉛、六価クロム、カドミウム、水銀、PBB、PBDEの測定方法

・日立グループの「RoHS指令対応 カドミウム・鉛・水銀・六価クロム・特定臭素系難燃剤(PBB・PBDE)の分析ガイドライン」(http://www.hitachi.co.jp/environment/library/pdf/RoHS.pdf)に準拠した測定方法を用いるか、または同等以上の精度の測定方法により測定する。

（2）その他の化学物質の測定方法

・その他の化学物質の測定方法については、納入先事業所の品質保証部門の指示に従ってください。

**グリーン調達ガイドラインWEB掲載場所**

日本語版URL：http://www.hitachi.co.jp/environment/library/index.html

| No. | 改訂月 | 改訂履歴 |
|---|---|---|
| Ver. 6.1 | 2009年3月 | Ver. 6.1を作成。 |
| Ver. 6.2 | 2011年3月 | 2.1「生態系の保全」という表現を挿入。 |
| | | 2.1「日立の環境ビジョン」マークをページの右側に挿入。 |
| Ver. 6.3 | 2012年5月 | 2.2(1)(ⅱ)環境保全活動に関する項目を変更(19項目→20項目)。 |
| | | 2.2(2)(a) 納入品の環境負荷低減項目を変更(10項目→11項目)。 |
| | | 4.2(1)(c)環境保全活動に関する項目(19項目→20項目)。 |
| | | 同「⑬原材料の調達を含めた生態系への負荷軽減」を挿入。 |
| | | 同「⑭有害性のある化学物質の使用及び排出の削減」(⑬→⑭)。 |
| | | 4.2(2)(a)「納入品の環境負荷低減に関する項目」(10項目→11項目)。 |
| | | 同「■化学物質→■生態系の保全」へ変更。 |
| | | 同「⑩生態系への負荷軽減に努めている」表現を新規に挿入。 |
| | | 同「⑪化学物質の使用の適正化に努めている」(⑩→⑪)。 |
| Ver7.0 | 2013年4月 | 別表1及び別表2の各管理物質群の見直し<br>上記変更に伴う関連本文の修正 |

上記のマークは、日立グループの環境活動と
「 環境情報表示制度」で使用するものです。

**株式会社 日立製作所**

調達統括本部
〒100-8220　東京都千代田区丸の内一丁目６番１号
電話：03-3258-1111（代表）
http://www.hitachi.co.jp/procurement/

地球環境戦略室
〒100-8220　東京都千代田区丸の内一丁目６番１号
電話：03-3258-1111（代表）
http://www.hitachi.co.jp/environment/